

「カラオケ装置等音響機器に対する規制」及び「特定建設作業に対する規制」の見直しについて

1. カラオケ装置等音響機器に対する規制の見直し内容とその必要性や根拠等

①音響機器を設置して営業を営む者への規制

現行制度	必要性や根拠等	見直しの方向性	区 分
第 4 回部会 資料 4 の 2 ページ参照	○カラオケ苦情については、昭和 57 年度は 55 件であったものが、平成 23 年度には 8 件にまで減少しました。 ○カラオケ苦情件数が減少し、その内容も、音がうるさいという音量制限違反ではなく、深夜に及ぶ使用による時間制限違反によるものがほとんどとなっています。 ○大阪府下で、カラオケの営業に対して届出を求めているのは、八尾市のみとなっています。また、全国の人口 30 万人以上の市で、届出を求めている市はありません。 ○事前の届出がなくても、開発法令に基づく「事前協議」手続きや保健所における飲食店の営業許可の手続きの際に営業開始前の機会をとらまえ、事前協議等による苦情防止に向けた指導が可能です。 ○カラオケ店舗への指導については、府条例による制度で十分な事業者への規制指導が可能となっています。	削除 →府条例で対応可能	二重規制解消 規制内容の独自見直し

2. 特定建設作業に対する規制の見直し内容とその必要性や根拠等

①特定建設作業に対する規制

現行制度	必要性や根拠等	見直しの方向性	区 分
第 4 回部会 資料 5 の 1 ページ参照	○法、府条例と重なっている作業があります。 ○法、府条例における事前の届出と同時に届出されるケースがほとんどです。 ○市条例で規定している作業に関する苦情はほとんどありません。 ○府条例において「施工者の努力義務」として、「作業により発生する騒音等によって周辺の生活環境を損なうことのないよう努めなければならない。」との規定があり、これによる規制指導で十分な効果が得られます。	削除 →法、府条例で対応可能	二重規制解消 規制内容の独自見直し